

29 日 獣 発 第 133 号  
平成 29 年 7 月 19 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、平成 29 年 7 月 12 日付け 29 消安第 2323 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、夏季休暇の時期を迎えるに当たり、口蹄疫が発生している国を含め諸外国との人や物の動きが一層激しくなるため、改めて口蹄疫等の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化を依頼するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第2323号  
平成29年7月12日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。



写

29消安第2323号  
平成29年7月12日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

口蹄疫等に係る防疫対策については、「ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成29年4月14日付け29消安第308号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、畜産関係者に対し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、注意喚起の徹底等をお願いしてきたところです。

本年に入ってから、中国、韓国等の近隣諸国において口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されているほか、アフリカ豚コレラについては、3月に東アジア地域に近いロシアのイルクーツク州での発生が確認されており、これら口蹄疫、アフリカ豚コレラ等の家畜伝染病の我が国への侵入リスクは、依然として高い状態のままであると考えられます。

このような中、我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、観光立国実現に政府一体となって取り組んでおり、訪日外国人旅行者数は年々増加しています。さらに、これから夏季休暇の時期を迎えるに当たり、口蹄疫等が発生している国を含め、諸外国との人や物の動きが一層激しくなります。

つきましては、より一層の口蹄疫等に関する情報の共有に努め、改めて畜産関係者の危機意識を高めるとともに、我が国における口蹄疫等の発生を未然に防ぐため、従来からの防疫対策に加え、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫等の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すようお願いいたします。

なお、夏季休暇期間中における動物検疫の強化については、「夏季休暇期間中における動物検疫の強化について（協力依頼）」（平成29年7月12日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長事務連絡）により、法務省、外務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省に対しても、別途、協力依頼していることを申し添えます。

### 記

#### 1. 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

畜産関係者に対しては、口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

##### (1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

## (2) 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

## 2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

家畜の所有者に対して、衛生管理区域に必要な人を立ち入らせず、また、不要な物を持ち込ませないようにすること。人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないよう改めて指導を徹底すること。

## 3. 早期通報の徹底

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門が作成した口蹄疫や口蹄疫類似疾病の画像集等も活用して、家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条の2第1項に規定する症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、早期通報があったときに迅速な初動対応が可能となるよう備えること。

※ 上記の指導等に当たっては、以下のホームページの情報も活用すること。

- ・ 口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザの発生状況等に関する情報を入手したい場合には、農林水産省ホームページのトップページの検索画面で「世界 発生状況 ○○（疾病名の入力）」で検索すると、関連情報を入手可能。
- ・ 動物衛生研究部門ホームページ「口蹄疫 画像・動画集」

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/piclist/index.html>